

## 1 検討目的

- 様々な民間PHRサービスが既に存在し、個人が健康情報と健診情報等を合わせて閲覧・活用するなど更なる利活用も想定される中で、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるための環境整備が必要。
- 個人が適切なPHRサービスを選択できるよう、民間PHR事業者における保健医療情報の適切な取扱いや必要なセキュリティ水準等の一定のルールを整備。具体的には、ルールとして必要となる検討項目とその方向性、国が決めるべき範囲と民間事業者において検討する範囲を整理する。

## 2 検討事項

(ア) 情報の相互運用性（生涯にわたる保健医療情報を個人が適切に管理する上で情報の継続性が重要）

民間PHRサービスを乗り換える際等の情報の相互運用性を確保するための仕組み・ルール 等

(イ) 民間PHRサービス提供における個人情報の適切な管理

- 1) 要求されるセキュリティ基準、本人認証の在り方等
- 2) 適切な説明と同意取得の在り方について（データ取得時、データ利活用時、第三者提供時、提供先目的、保存期間等に応じた個々の同意等）
- 3) ログの管理等利用者の情報コントロールのあり方
- 4) 民間PHRサービス終了（退会、死亡、事業終了等）時の情報の取扱い等の在り方
- 5) その他事業者の体制等（管理体制や問い合わせ先等）
- 6) データ提供元、PHR事業者、第三者提供先の間（民間PHR事業者間も含む。）での契約事項
- 7) マイナポータル経由で個人が健診情報等を閲覧・活用する場合の在り方
- 8) データ提供元や利用者が適切なPHR事業者を選択できる仕組み（第三者による情報発信等）
- 9) 医療従事者等が関与すべき場合とその在り方 等

(ウ) 幅広い民間PHRサービスの活性化

個人が自らのニーズに応じて便益を享受できるよう、適正かつ幅広い民間PHRサービスの創出が必要。制度設計に当たっては、民間PHR事業者に過度な負担を掛けないように留意しつつ、以下の点についてルールを検討。

- ・ 寡占やデータの囲い込みの回避、民間PHR事業者の育成や参入促進策、民間PHRサービスにおける生活習慣改善方法や効果等の表示のあり方など、民間事業者のルール、ガイドライン（業界自主ガイドラインや学会ガイドライン）の検討
- ※ 安全性・有効性の水準、開発・利用時の専門職の関与、データ項目の表示・標準化等 等
- ・ 民間PHRサービスの品質を一定程度担保するための施策等の検討

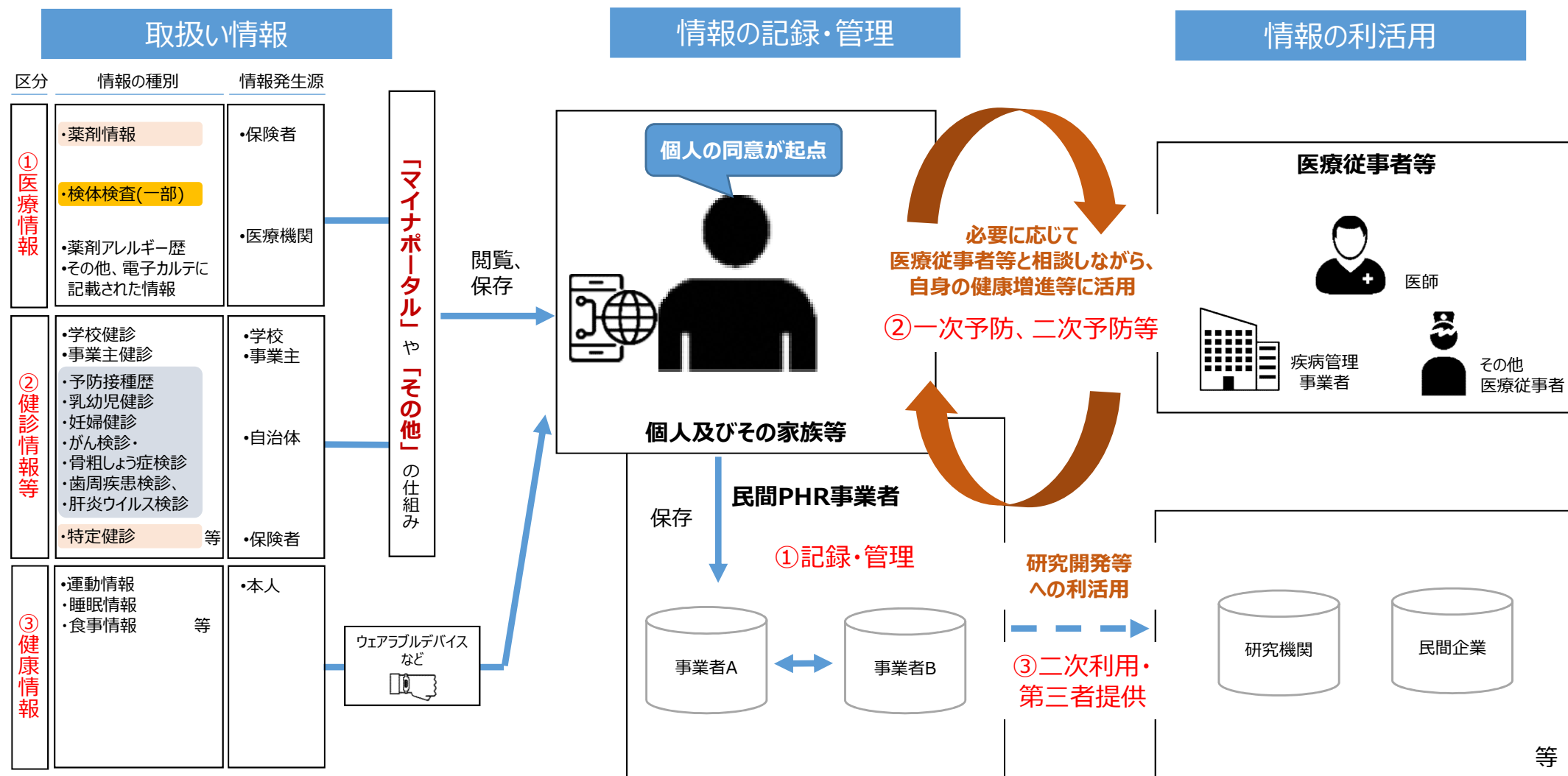
### 3 検討の視点

検討に当たっては、【1】PHRサービスの種類・性質や【2】取り扱うデータの種類・性質ごとに、明確に分けて検討してはどうか。

【1】 区分として①単に個人の保健医療情報を記録・管理するもの（別事業者に委託等してクラウド上で管理することも含む。）、②個人の保健医療情報を分かりやすく表示する、分析した上で生活習慣改善方法や効果を提示する、健康改善サービスを推奨する等のサービスを提供するもの（さらに一次予防と二次予防にも区分しうる）、③さらに個人の保健医療情報を研究機関・企業の研究開発等のための利用・第三者提供も行う場合などが考えられる。

※ ②及び③については、PHR事業者から第三者提供を受けて利活用する場合を含む。

【2】 区分として①医療情報（検査情報、薬剤処方情報等）、②健診情報等、③健康増進のために個人が記録した健康情報（運動、睡眠、食事、主観情報等）などが考えられる。また、PHR事業者が共通で利用するものとそうでないものにも区分しうると考えられる。



## 4 本作業班及び配布資料等の公開について

本作業班及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

### 1. 本作業班の公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。

### 2. 議事要旨及び資料の公開について

本作業班の資料及び議事要旨は、原則として、公開する。

ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。

## 5 スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
検討会	留意事項				(夏目処で工程表を公表)	
利活用作業班	第1回 (1/15)	第2回	第3回 作業班とりまとめ (予定)			
調査研究	アンケート発送 個別ヒアリング	中間報告	報告			